

平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成23年 9月 6日
国立大学法人山口大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成22年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

（1）自動車の購入に係る契約

自動車の購入1台について、購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による契約を実施した。

（2）建築物の設計に係る契約

教育学部研究実験棟B（山口県山口市）、特別高圧受電設備棟（山口県山口市）、地域医療教育研修センター（山口県宇部市）に係る設計業務6件について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための国立大学法人山口大学における体制として、国立大学法人山口大学環境マネジメント対策推進会議（環境対策検討部会）を活用することとしている。
- 山口大学内の各地区契約担当部署において、契約実務担当者への環境配慮契約法の趣旨の周知を行った。
- 「国立大学法人山口大学における地球温暖化対策に関する実施計画」に基づき、実行可能なものについて環境配慮契約を推進した。